

令和5年1月18日

令和5年千葉市教育委員会会議第1回定例会

[議案書]

千葉市教育委員会

# 千葉市教育委員会会議第1回定例会議事日程

令和5年1月18日(水)  
午後2時開会

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の指名
- 3 会期の決定
- 4 議事日程の決定
- 5 報告事項
  - (1) 新庁舎への移転について …… 1  
[総務課]
  - (2) 生涯学習センターの優良公民館表彰の受賞について …… 3  
[生涯学習振興課]
- 6 議決事項
  - 議案第1号 千葉市教育委員会組織規則の一部改正について …… 5  
[総務課]
- 7 その他
- 8 閉 会

## 報告事項（1）

### 新庁舎への移転について

教育総務部総務課

教育委員会事務局は、市役所新庁舎の完成に伴い、令和5年2月下旬から3月上旬にかけて移転します。

#### 1 新庁舎の所在地

〒260-8722 千葉市中央区千葉港1番1号（現市役所本庁舎と同じ）

#### 2 移転日

移転日	移転する課	新庁舎の階数
令和5年2月27日（月）	【教育総務部】 総務課・企画課・教育職員課・教育給与課・ 学校施設課	高層棟 10階
令和5年3月6日（月）	【学校教育部】 学事課・教育改革推進課・教育指導課・ 教育支援課・保健体育課	高層棟 7階
	【生涯学習部】 生涯学習振興課・文化財課	

#### 3 今後の教育委員会会議の開催場所

令和5年2月27日以降に開催する教育委員会会議は、新庁舎高層棟10階の教育委員会室、その他の会議室で行う予定。



## 生涯学習センターの優良公民館表彰の受賞について

生涯学習部生涯学習振興課

この度、生涯学習センターが第75回優良公民館表彰を受賞しましたので報告します。

### 1 優良公民館表彰の趣旨

全国の公民館などの社会教育・生涯学習施設のうち、特に事業内容・方法等に工夫をこらし、地域住民の学習活動に大きく貢献しているものを優良公民館として文部科学大臣が表彰し、今後の活動の充実・振興に資するもの。

### 2 表彰対象施設数 72館

### 3 表彰日 令和5年2月3日(金)

### 4 受賞に至った経緯

コロナ禍において、オンラインを活用し、「ちば生涯学習ボランティアセンター」の登録ボランティアの活動支援に取り組んだ実績が評価された。

#### (1) 背景

生涯学習センターでは、市民同士が学び合い、学びの輪を広げていくため「ちば生涯学習ボランティアセンター」を運営し、生涯学習活動の支援やコーディネートを行っている。

コロナ禍により生涯学習活動が停滞する中で、どのように市民に学習機会の提供を続けていくかについて模索した結果、オンラインを活用した事業の実施に取り組むこととした。

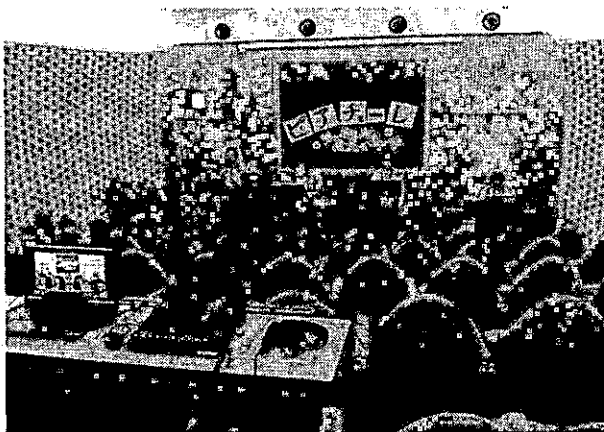
#### (2) 主な取組内容

以下のとおり、感染リスクを低減しながら、登録ボランティアの活動支援に取り組んだ。

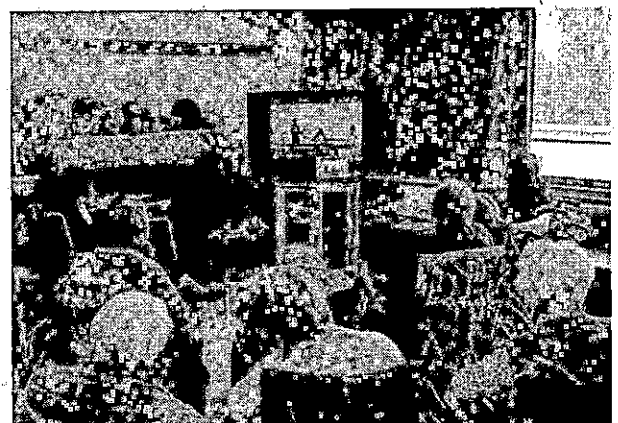
特に、下記イについては、コロナ化において大きな制約を受けていた高齢者などから、たくさんの喜びの声をいただくことができた。

ア 「ボランティアセンター登録者紹介講座」をはじめとして、これまで対面で実施してきた講座の一部をオンライン配信により実施した。

イ 登録ボランティアによる音楽演奏や落語などの披露についても、オンライン配信により実施した。これまでは、高齢者施設などに直接訪問して披露していたが、オンラインの活用により感染リスクを低減できたことに加え、同時に複数の施設への配信が可能となり、高齢者施設や公民館など複数の施設で同時開催することができた。



(メイン会場) 演奏の配信



(サテライト会場) 高齢者施設の様子



議案第 1 号

千葉市教育委員会組織規則の一部改正について

千葉市教育委員会組織規則の一部を改正する規則を次のとおり  
制定するものとする。

令和 5 年 1 月 1 8 日提出

千葉市教育委員会教育長 磯 野 和 美

千葉市教育委員会規則第 号

千葉市教育委員会組織規則の一部を改正する規則

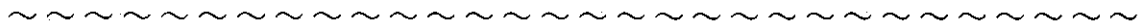
千葉市教育委員会組織規則（昭和 4 5 年千葉市教育委員会規則  
第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条中「千葉市中央区問屋町 1 番 3 5 号」を「千葉市中央  
区千葉港 1 番 1 号」に改める。

附 則

この規則は、令和 5 年 2 月 2 7 日から施行する。

↑



## 議 案 説 明

庁舎の移転に伴い、所要の改正を行うため、規則の一部を改正しようとするものであります。

}



令和5年1月18日

令和5年千葉市教育委員会会議第1回定例会

[参考資料]

議案第1号関係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 千葉市教育委員会組織規則の一部改正について

教育総務部総務課

### 1 改正の趣旨

教育委員会事務局（以下「事務局」という。）が、現庁舎から新庁舎へ移転することに伴い、事務局の位置についての規定を改める。

### 2 改正内容

事務局の位置を「千葉市中央区問屋町1番35号」から「千葉市中央区千葉港1番1号」に改める。

### 3 施行期日

令和5年2月27日から施行する。

## 新旧対照表（千葉市教育委員会組織規則）

千葉市教育委員会組織規則（昭和45年千葉市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後				
<p>第1条～第14条（略）</p> <p>（事務局の名称及び位置）</p> <p>第15条 法第17条第1項の規定により設置された教育委員会の事務所（以下「事務局」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">千葉市教育委員会事務局</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;"><u>千葉市中央区問屋町1番35号</u></td> </tr> </table>	千葉市教育委員会事務局	<u>千葉市中央区問屋町1番35号</u>	<p>第1条～第14条（略）</p> <p>（事務局の名称及び位置）</p> <p>第15条 法第17条第1項の規定により設置された教育委員会の事務所（以下「事務局」という。）の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 2px;">千葉市教育委員会事務局</td> <td style="width: 50%; padding: 2px;"><u>千葉市中央区千葉港1番1号</u></td> </tr> </table>	千葉市教育委員会事務局	<u>千葉市中央区千葉港1番1号</u>
千葉市教育委員会事務局	<u>千葉市中央区問屋町1番35号</u>				
千葉市教育委員会事務局	<u>千葉市中央区千葉港1番1号</u>				
<p>以下（略）</p>	<p>以下（略）</p>				

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和5年2月27日から施行する。

令和5年教育委員会会議第1回定例会出席者(第一・第二会議室)

